

令和元年 8月 29日

ご契約者のみなさまへ

東京海上日動火災保険株式会社

災害救助法適用地域にて被災された弊社ご契約者の皆様へ

このたびの災害により、皆様におかれましては、不自由な日常生活を余儀なくされておられることと拝察し、心よりお見舞い申し上げます。皆様におかれましては、一日も早く平常の暮らしに戻ることが出来ますようお祈り申し上げます。

損害保険のご契約者への特別措置について

このたびの災害の影響により、弊社では被害を受けられたご契約者の方々に、下記の特別措置を実施させて頂くこととなりました。これらの措置の適用をご希望の方は、弊社代理店・扱者または弊社営業課支社までお申し出下さい。

1. 契約の更新手続きについて

火災保険、自動車保険（自賠責を除く）、新種保険（傷害保険等）、超ビジネス保険、船舶保険、貨物保険、超保険契約の各補償に関しまして、災害救助法が適用された日から、2ヵ月後の末日までに満期日が到来するご契約につきましては、満期日を過ぎてからでも、災害救助法が適用された日から2ヵ月後の末日までに手続きをおとり下されば、契約が更新されたものとしてお取り扱いさせて頂きます。（各種積立保険に関しましても同様のお取り扱いとさせて頂きます。）

2. 保険料の払込について

火災保険、自動車保険（自賠責を除く）、新種保険（傷害保険等）、超ビジネス保険、船舶保険、貨物保険、超保険契約の各補償に関しまして、災害救助法が適用された日から、2ヵ月後の末日までにお支払い頂くべき災害前に締結された新規契約・更新契約・契約内容変更に係る保険料、および、災害後に締結された更新契約に係る保険料につきましては、災害救助法が適用された日から2ヵ月後の末日を限度にその払込を延期することができます。（各種積立保険に関しましても同様のお取り扱いとさせて頂きます。）

3. 積立保険等固有の特例について

(1) 積立保険の契約者貸付・解約について

各種積立保険、損保年金に関しましては、契約者貸付制度の適用利率、ご契約を解約または一部解約される場合の解約返れい金の計算について、特例措置を設けております。

(2) 超保険の積立口座の解約について

超保険の積立口座を解約または一部解約される場合の解約返れい金の計算について、特例措置を設けております。

なお、上記（1）（2）の特例措置の適用に際しましては、災害救助法適用地域の自治体等が交付する罹災証明等が必要となります。また、特別措置の対象となられるのは、災害救助法が適用された地域（別紙）に居住され、被災されたご契約者（個人および法人）に限ります。

4. 自賠償保険の特例について

(1) 失効の取扱い（失効原因が天災による場合で災害救助法が適用されたときの取扱い）

台風、こう水、高潮、地震、噴火、津波、集中豪雨等の災害により災害救助法が適用された地域内において、当該自動車が罹災したために使用不能となり、かつご契約者の方または被保険者の方の故意または重大な過失によらないことが明らかな場合は、日割りによって計算した未経過期間に対する保険料を返還します。

(2) 必要書類

- ①災害救助法適用地域の各市区町村長の交付する罹災届出受理証明またはこれが交付されない場合は、保険契約者の自認書または第三者の目撃証明
- ②抹消登録証明書等の解約確認書類
- ③自賠償証明書本紙
- ④承認請求書
- ⑤契約者ご本人確認書類（ご本人口座振込みの場合は不要です。）

(3) 解約起算日

罹災日の翌日

※本件に関するお問い合わせは、弊社代理店・扱者または弊社営業課支社までお寄せ下さい。

以上

災害救助法の適用地域および猶予期間

対象地域	法の適用日	更新手続き猶予 (法の適用日から 2ヵ月後の末日)	保険料支払猶予 (法の適用日から 2ヵ月後の末日)
<p>【佐賀県】</p> <p>佐賀市（さがし）</p> <p>唐津市（からつし）</p> <p>鳥栖市（とすし）</p> <p>多久市（たくし）</p> <p>伊万里市（いまりし）</p> <p>武雄市（たけおし）</p> <p>鹿島市（かしまし）</p> <p>小城市（おぎし）</p> <p>嬉野市（うれしのし）</p> <p>神埼市（かんざきし）</p> <p>神埼郡吉野ヶ里町（かんざきぐんよしのがりちょう）</p> <p>三養基郡基山町（みやきぐんきやまちょう）</p> <p>三養基郡上峰町（みやきぐんかみみねちょう）</p> <p>三養基郡みやき町（みやきぐんみやきちょう）</p> <p>東松浦郡玄海町（ひがしまつうらぐんげんかいちょう）</p> <p>西松浦郡有田町（にしまつうらぐんありたちょう）</p> <p>杵島郡大町町（きしまぐんおおまちちょう）</p> <p>杵島郡江北町（きしまぐんこうほくまち）</p>	令和元年8月28日	令和元年10月末日まで	令和元年10月末日まで

杵島郡白石町 (きしまぐんしろ いしちょう) 藤津郡太良町 (ふじつぐんたら ちょう)			
--	--	--	--

以上